

用語の定義について

評価の対象とする事業所は、「和歌山県子ども・女性・障害者相談センター一時保護課」とし、以下単に「一時保護課」という。

「児童相談所」に当たる施設は、「和歌山県子ども・女性・障害者相談センター相談課第1課および第2課」であり、以下「相談部門」という。

「和歌山県子ども・女性・障害者相談センター」には、そのほかに「家庭支援課」がある。

「和歌山県子ども・女性・障害者相談センター」は、以下単に「センター」という。。

一時保護課の管理者は、一時保護課課長を指し、以下単に「課長」という。

子供の一時保護開始を「入所」、一時保護解除を「退所」という。

個々の子供に対する、一時保護課職員の対応を「養育・支援」という。 文脈によっては「指導」を用いる。

相談課児童福祉司（ケースワーカー）は「CW」、児童心理司は「CP」と記す。

評価基準の説明

本評価結果報告書では、下記基準により「abc」評価をしております。

s 評価	他の一時保護所が参考とするような取り組みが行われている状態
a 評価	評価基準の趣旨や留意点に照らして適切に実施されている。 当該事業所が、その地域性や特性に照らしてよりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目標となる取り組みが行われている状態。
b 評価	やや適切さに欠ける状態。 「a」評価に向けて、なお改善すべき余地が残されている状態。
c 評価	適切ではない、または取り組みが実施されていない。 「b」以上の取組みとなることを期待する状態。

（ 注記 ）

一時保護所は地域性が顕著であり、「S 評価」の認定は避けています。

よって「a評価」を「目指すべき目標」に到達している最上位レベルとしました。

なお、指導監査やISOが、主として事業所の構造的な体制の基準適合性を判断材料に評価することに対し、第三者評価は「目標とするレベル」への到達度で計るという特徴をなしています。従って、「b評価」や「c評価」であっても法令や通達の基準を満たしていないことを意味するものではありません。

同様に、着眼点の「○△×」も以下の通りです。

○	着眼点の記載どおりに実施されている
△	概ね適切な実施がされているが、課題が残されている
×	適切な実施が行われていない

I 子ども本位の養育・支援

1 子どもの権利保障

(1) 権利保障

① 子どもの権利に関する説明

【No.1】子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか		【No.1】の評価 (s,a,b,c)	b
1-1	子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、分かりやすく説明しているか		△
1-2	子どもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明しているか		○
コメント	<p>不安感を抱いて入所してくる子供たちに、「生きる、育つ、守られる」など当然持っているはずの権利をわかりやすく伝えることは重要です。</p> <p>一時保護課では、安全な環境で規則正しい生活をするを通じた安心感が得られるよう努めており、入所時のオリエンテーションでそのことを伝えていきます。「一時保護所のしおり」を使って、生活上のきまりや、困ったときに複数の相談先があること等を説明しています。「一時保護所のしおり」は、幼児向け、低中高年以上向けの2種類用意して、わかりやすく伝えられるよう工夫しています。</p> <p>ただ、同時に使われるはずの「権利ノート」の活用が必ずしも徹底していない時期があって現在改善を図っています。また、入所時だけでなく日常の集団生活の中で、他の子供たちにも自分と同様の権利があることを伝えていくなど、継続的な取組も求められます。</p>		

② 子どもの意見等が尊重される仕組みの構築

【No.2】子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか		【No.2】の評価 (s,a,b,c)	a
2-1	子どもの意見・要望・苦情等が表明されるような配慮を行っているか		○
2-2	子供の意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組が行われているか		△
コメント	<p>「参加する権利」も子供の大切な権利であり、子供が意見を表明する機会は尊重されなければなりません。</p> <p>一時保護課では、日常生活の中で、意見箱や入所後2週間前後及び退所時のアンケート、毎日の日記など、いろいろなツールを使って子供たちの意見を聞くようにしています。さらに、令和3年度から、外部有識者が子供の希望に応じて直接話を聴く、アドボケイト事業が随時実施されるようになりました。</p> <p>センター内の部署間や一時保護課の職員の間にも、受容と指導のバランスについて意見の相違があり、個々の具体的な問題に対する方針や態度はその都度職員間で話し合っ決めていくことが必要ですが、ともかく子供の話を聞こうという姿勢に関しては大いに評価できます。</p>		

(2) 子どもに対する説明・合意

① 保護開始に関わる説明・合意

【No.3】保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか		【No.3】の評価 (s,a,b,c)	a
3-1	一時保護の理由や目的、一時保護所での生活等について、子どもの年齢や理解に応じて分かりやすく説明し、理解を得ているか		○
3-2	不服申立ての方法等について、保護者に示している		-
コメント	<p>一時保護の理由や目的は相談部門のCWより説明されています。</p> <p>その後、一時保護所へ入所時には「一時保護所入所のしおりやきまり」を用いて説明しています。また、「一時保護所のしおり」は ①幼児向け ②低中高年以上向けを用意して児童が出来るだけ理解しやすいように工夫しています。さらに、児童の発達年齢や入所理由に応じて児童の不安に配慮して、受容的に接するとともに分からないことや相談ごとに応えられるアドボケイト事業の説明もしています。</p>		

② 保護期間中の説明・合意

【No.4】 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

		【No.4】 の評価 (s,a,b,c)	—
4-1 保護期間中に、適宜子どもに対して、現状や見通しについて説明をしているか			—
コメント	保護期間中において家族との調整や保護期間の見通しについてなどは相談部門の担当CWより伝えられています。一時保護課としては本項目は評価対象外とします。 なお、一時保護課では相談部門CWから説明を受け、個々の子供の養育・支援に役立てています。毎週開催の援助方針会議には一時保護課長が参加して子供一人ひとりの状況報告とともに、一時保護課行動観察記録を提供して相談部門との連携が図られています。		

③ 保護解除に関わる説明・合意

【No.5】 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

		【No.5】 の評価 (s,a,b,c)	—
5-1 一時保護の解除にあたっては、子どもの意向、意見や気持ちを十分に聞いているか			—
5-2 子どもや保護者等の意見等を踏まえ、一時保護解除時期、解除後の生活等について十分に検討しているか			—
5-3 一時保護解除について、伝える時期に十分配慮している			—
5-4 一時保護解除の理由、解除後の生活等を十分に伝え、子どもが納得できるよう対応しているか			—
5-5 里親委託や施設入所等に移行する子どもには、新たな養育場所に関する情報提供、心のケア等を行っているか			—
コメント	一時保護の解除に際しての必要な説明については相談部門が担っています。一時保護課としては、敢えて子供に伝えることは控えており、本項目は評価対象外とします。		

③ 保護解除に関わる説明・合意

【No.6】 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか

		【No.6】 の評価 (s,a,b,c)	—
6-1 子どもが年齢に応じてSOSが出せるよう、エンパワメントを行っているか			—
6-2 一時保護解除後も、相談や支援をしていくことを分かりやすく伝えているか			—
コメント	保護解除後の相談や支援の説明については相談部門で実施されており、一時保護課としては本項目は評価対象外とします。		

(3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限

【No.7】 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか

		【No.7】の評価 (s,a,b,c)	b
7-1	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で最小限となっているか		△
7-2	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明しているか		—
7-3	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、理由や経過等に関する記録を留めているか		—
7-4	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限が不要な子どもについて、不要な制限がなされないよう一時保護委託等を含めた十分な検討が行われているか		—
コメント	<p>どのような環境における保護であっても、子供の安全確保と権利制限については、常に子供の利益に配慮して判断を行う必要があります。</p> <p>権利制限については、保護するにあたり相談部門が検討し、入所前にその内容が説明されています。その後、保護課としてはオリエンテーションで一時保護所内のルールなどをしおり等を用いて説明しています。</p> <p>ただ日常生活が学習室や男女別居室（大部屋：集団処遇）であるため、子供個々の制限を最小限とするには難しい環境であり、子供全員同様に厳しめの制限を課している部分は否めません。この課題に関しては、現在建築中の新館では全室個室ということで子供個々の制限についてはある程度の改善は見込めると期待されています。</p>		

(4) 被措置児童等虐待防止

【No.8】 被措置児童の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか

		【No.8】の評価 (s,a,b,c)	b
8-1	被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめ子どもに説明しているか		○
8-2	万一、子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は適切に行われているか		△
8-3	被措置児童等虐待の防止に努める取組等を行っているか		△
コメント	<p>一時保護される子供は、不安や緊張の高い状態であることも多く、職員が信頼されることは大変重要です。</p> <p>そのような子供に対して身体的苦痛は勿論、暴言等がなくてはなりません。どのような事が虐待にあたり、禁止される行為等については「運営の手引き」に記されており、職員は保護所配属時に課長より説明を受けています。加えて職員個々でも研修を受講しています。しかしながら、万が一虐待が発生した場合の子供の心のケアを行う体制や再発防止などの組織としての取組に弱い所があります。一時保護課としては虐待発生時の取扱いと、その後の対策が重要であり、虐待防止のための組織体制の構築が必要となります。</p>		

(5) 子ども同士の暴力等の防止

【No.9】 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか

		【No.9】の評価 (s,a,b,c)	b
9-1	子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えているか		○
9-2	子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保しているか		△
9-3	子ども同士での権利侵害など、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組を行っているか		△
コメント	<p>一時保護所の子供は、年齢や一時保護を要する事由なども様々なため、子供同士の暴力やいじめなど子供の健全な発達を阻害する事態の防止に日頃から留意しなければなりません。</p> <p>権利侵害が発生した時の対応としては「運営の手引き」に初期対応で行う事と、その後の注意すべき内容や指導方法が示されています。しかしながら職員の認識としては事案が発生した時に、どの様に対応するのが適切なのか、職員によって対応が統一されていないなど、決して「運営の手引き」がマニュアルとして機能していない所があります。今後は「運営の手引き」をマニュアルとして、改めて職員への内容周知を図るとともに、権利侵害に対する組織としての取組みを明確にすることが重要となります。</p>		

(6) 子どもの権利等に関する特別な配慮

① 思想や信教の自由の保障

【No.10】 思想や信教の自由の保障が適切に行われているか

		【No.10】 の評価 (s,a,b,c)	b
10-1 文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしているか			△
コメント	<p>多様な民族性や生活習慣・文化等が共生する社会として、子供にとっても文化、慣習、宗教等による食習慣や日課などに違いがある可能性があります。</p> <p>その様な子供の受け入れに対して、該当する子供は少ないものの相談部門との情報共有とともに検討が行われています。しかしながらその対応についての標準的な決めごとではなく、対象の子供の入所時点の保護所内の体制による出来る範囲の対応となっています。</p> <p>今後は特別な配慮が必要な子供の具体例を想定した適切な対応の明文化とともに職員への意識付けが必要になります。</p>		

② 性的なアイデンティティへの配慮

【No.11】 性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか

		【No.11】 の評価 (s,a,b,c)	b
11-1 性的なアイデンティティへの配慮した対応をしているか			△
コメント	<p>LGBT等については、一時保護されてから気づく場合もあるので十分な配慮が必要となります。</p> <p>入所に際して相談部門との情報共有は行っていますが、保護所内の子供（男女）に対する配慮（きまり事やルール）以上に、特別な配慮をLGBT等を理由に実施はしていません。これまでもLGBT等疑わしい子供はいましたが、その時々で対応するに留まっています。</p> <p>今後はLGBT等の配慮が必要な子供の傾向や気配など状況を把握する勉強会などの実施と共に、これまでの対応の蓄積をもとに具体的に受け入れる際の注意点と対策をまとめて、受け入れ事案があった時に対応できるようマニュアルなどの整備が必要となります。</p>		

I 子ども本位の養育・支援

2 養育支援の基本

(1) 子どもとの関わり

① 安全感・安心感を与えるケア

【No.12】 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか

		【No.12】の評価 (s,a,b,c)	b
12-1	一時保護の受入れ可否を子どもの安全の視点で判断しているか		—
12-2	子どもへの接し方、対応は適切であるか		△
12-3	子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や支援を行っているか		○
12-4	全ての子どもが被害を受けている、コミュニケーションに問題がある可能性を考慮したケアが行えているか		○
12-5	プライバシーに配慮すべき場面では、適切な対応を行っているか		△
コメント	<p>一時保護された子供は、様々な生育歴に伴う怒りや自己喪失感、言いようのない不安を抱えています。一時保護の基本は、まず子供を受容し、安全感、安心感、そして大人への信頼感を持てる養育・支援にあります。そのため、職員はあらゆる子供にわけへだてなく公平に衣食住を保障して、安全と健康を保てるよう、決して乱暴な言動をしないことを心がけて接しています。</p> <p>入所に際して、私物は基本的に一時保護所で預かりますが、愛着のある人形やキーホルダーなどの持ち込みも許容しています。一方、子供には社会的逸脱行為も見られ、その養育・支援にあたっては毅然とした指導も欠かせません。</p> <p>目指すべきは、子供一人ひとりの特性と尊厳に配慮した個別支援と自由な生活にあります。基本的な生活習慣や社会的規範が身につくよう、集団生活の中での一定の自由制限も必要となります。荒れた子供が、一時保護によりさらに荒れることのないよう、また他児への波及を避けるよう、職員は適宜に介入するとともに辛抱強く子供の言動や心の動きを見守りつつ、受容と指導のバランスを図って接しています。</p> <p>ただ施設ハード面の制約があり、状況に応じた対応の選択肢が限られていますので、施設環境改善が課題となっています。</p> <p>なお、受入れの可否判定は、相談部門が担当しています。</p>		

② エンパワメントにつながるケア

【No.13】 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか

		【No.13】の評価 (s,a,b,c)	b
13-1	「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えているか		○
13-2	表現の機会を多くつくり、それを受け止められる体験を通して、自己表現を促しているか		△
コメント	<p>社会的逸脱行為に走った子供も、被虐待等により自己喪失感に落ち込んだ子供も、一時保護期間中に自己を振り返り前向きに生きていく力を育むことが大切です。一時保護所では、入所に際して権利ノートにより「大切な自分」の自覚を促しています。日記やアンケート、意見箱、それにアドボケート事業も始めて、多様な機会を通じて子供の主体的に自己表現できるよう支援しています。学習支援や体育指導では、達成目標を目指すというのではなく、子供の得意を活かして子供が生きるリズムを取り戻し、自信を深めることができるよう促しています。</p> <p>しかしながら、施設ハード面の限界や集団生活での不自由、短期であるべき一時保護所における到達目標の定めにくさ、そして何よりも子供の安全を守るという、一時保護所の命題があって、子供一人ひとりのエンパワメントに繋がる養育・支援を一時保護期間中に達成することは困難です。</p>		

(2) 子どもからの聞き取り等に関する配慮

【No.14】 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか

		【No.14】 の評価 (s,a,b,c)	b
14-1	子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分におこなっているか		△
14-2	子どもから聞いた話を職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明しているか		○
コメント	<p>子供からの生活歴等の聞き取りは相談部門が担っており、一時保護所では職員が無理に聞きだそうとはしていません。また、警察からの聴取等については相談課CWが対応しています。</p> <p>一時保護所では、職員が日常的な支援のなかで、子供からの自発的な言葉を受け止めるとともに、子供の気持ちの変化などを把握して、子供に説明したうえで相談部門CWと共有しています。</p> <p>一時保護所職員には、行動観察力とともに、非言語的なコミュニケーションスキルを高めることが求められますが、組織としてもこうした聞き取りの技法に関する手法の標準化や研修の実施を期待します。</p>		

II 一時保護の環境及び体制整備

1 適切な施設・環境整備

(1) 設置運営基準の遵守

【No.15】 一時保護所としての設置運営基準は遵守されているか

		【No.15】 の評価 (s,a,b,c)	b
15-1	子どもの保護ができる場が用意できているか		—
15-2	開放的な環境における対応が可能となっているか		△
15-3	一時保護所の設備及び運用基準は、児童養護施設について定める設備運営基準を遵守しているか		○
15-4	プライバシーに配慮した居室空間が提供されているか		×
コメント	<p>そのときどきで入所する子供の人数は変わりますが、無理なく過ごせる環境が提供されなければなりません。</p> <p>今のところ、一時保護委託等を活用して、定員以上の受け入れを行う事態にならないよう、相談部門の方で調整しています。しかしながら、ゆとりある開放的な環境とはとても言えません。居室面積は基準をクリアしてはいますが、子供たちの受け入れが定員近くになると手狭になります。3~4人部屋なので、プライバシーの確保が難しい状況です。また、部屋数に余裕がなく静養室が一つしかないため、隔離を必要とする場合は一時保護所外の別館の部屋を借りることもあります。</p> <p>現在新築中で、来年度竣工予定の新館では部屋数も増えるので、ゆとり不足の問題は解消される見込みです。</p>		

(2) 個別性の尊重

【No.16】 一時保護所は、個性が尊重される環境となっているか

		【No.16】 の評価 (s,a,b,c)	c
16-1	個性が尊重される日課・ルール・環境となっているか		×
16-2	必要な子どもに対し、個室を提供できる環境があるか		×
コメント	<p>集団生活がベースであるにしても、子供の個性もまた尊重されなければなりません。</p> <p>一時保護所では、集団生活が基本で、日々の日課が決められており自由な活動は制限されています。日中はおもに、幼児は仮の保育室、学童は生活指導室で過ごし、夕方以降就寝までは混合になります。私服は認められておらず、むしろ個性が主張されないよう、全員支給された服を着用します。居室は現在3~4人部屋ですが、来年度新館に移ると幼児以外は個室になります。</p> <p>新館移行後は、集団で行う日課と、一人でいられる時間とがうまく折り合って、安心・安全がより高いレベルになっていくことを期待します。</p>		

(3) 生活環境の整備

【No.17】 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか

		【No.17】の評価 (s,a,b,c)	b
17-1 安心して生活できる環境が確保されているか			○
17-2 日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか			○
17-3 家庭的な環境となるような工夫がなされているか			△
17-4 生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されているか			○
17-5 必要な修繕等が行われているか			△
17-6 生活場面の中で、どんな外風景が見えるのか			△
コメント	<p>与えられたハードな環境だけでなく、生活空間として適切な環境を保つ努力も必要です。一時保護所は外部からは遮断されており、施設等にも十分気を配っています。ただ、それは外部からの侵入よりは、無断外出を防止するための措置が主であるようにうかがえます。建物の構造上、寄宿舍の様相に近くて、家庭的な雰囲気にはなっておらず閉塞感否めません。ただ、居室からは中庭が見え、植栽等よく整備されています。建物内もきれいに清掃されていますが、老朽化は否めず、また破損の修理跡が残っているなど住み心地良い環境とは言えません。</p> <p>新館移行後も開放型施設にまではならないようですが、子供たちの心が穏やかでいられるような環境整備が望まれます。</p>		

2 管理者の責務

【No.18】 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか

		【No.18】の評価 (s,a,b,c)	b
18-1 管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか			△
18-2 管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか			△
18-3 スーパーバイズができているか			△
コメント	<p>揺るぎない姿勢が子供たちの安定につながるという意味で、管理者のリーダーシップは大切です。一時保護課では、課長が長期不在の時期があって、その間大きな問題がいくつか起こりましたが十分なリーダーシップを発揮できませんでした。現在復帰後、立て直しが可能な状況になって、一時受け入れをストップしていた幼児も受け入れられるまでに回復しています。課長は経験豊富で職員に信頼され、よく相談にのって的確な指示を出しています。しかしながら、計画的なスーパーバイズの体制構築にまでは至っていません。</p> <p>職員も子供も入れ替りが激しい職場だけに、明確な方針を打ち出し、一貫した姿勢で管理・運営していくことが、より一層求められます。</p>		

3 適切な職員体制

(1) 設備運営基準の遵守

【No.19】 一時保護所として、必要な職員体制が適切に確保されているか

		【No.19】の評価 (s,a,b,c)	b
19-1 受入をする子どもの人数、年齢、状況に応じた、必要な職員が配置されているか			△
コメント	<p>職員配置については、職員配置基準に準じ、一時保護課長を責任者として、養育支援担当、学習支援担当及び保育士等、一時保護課運営に係る必要な職員が置かれています。その中で、心理療法担当職員については継続して募集をしているものの採用されておらず、現在は必要に応じ相談部門のCPの協力を得て対応しています。</p> <p>一方、夜間体制については宿直業務員（非常勤）2名と正規職員1名の男女組合わせの3名体制としているところ、夜間体制の見直し改善に向け、今後は専門的対応も考慮し常勤職員2名、宿直業務員（非常勤職員）2名の体制を検討していますが、常勤職員の絶対数が足りず当面の課題となっています。</p>		

(2) 職員の適正配置

【No.20】各職種の役割や求められる専門性・能力を発揮した人員配置が行われているか

		【No.20】の評価 (s,a,b,c)	b
20-1	各職種の役割や権限、責任が明確になっているか		△
20-2	専門性を要する役割には、必要な能力等を有する職員が配置されているか		△
20-3	相談援助活動の一貫性を保つよう努めているか		△
コメント	<p>一時保護課の管理者を一時保護課長と定め、子供たちの養育・支援に当る主任・主査はじめ各専門職の配置や役割りは一時保護課職務分掌表において明示しています。学習支援では各児童の入所時に確認テストを行い把握した学力に応じた学習プリント（教材）を用意して個別対応をしています。一方、心理担当職員は現在配置されていないため、相談部門のCPの協力を得て必要な子どもの状況に応じ対応しています。その上、毎週実施される援助方針会議には課長が出席して相談部門CWと各児童の支援について確認した内容を課内で共有を図り、相談援助の一貫性の保持に努めています。</p> <p>なお、個々の子供が抱える課題と強みを総合的にアセスメントしていく能力・専門性について、職員のスキル向上を図る指導や研修を計画的に実施されるよう期待します。</p>		

(3) 情報管理

【No.21】情報管理が適切に行われているか

		【No.21】の評価 (s,a,b,c)	b
21-1	個人情報適切に取り扱われているか		○
21-2	情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っているか		○
21-3	書類や記録等が適切に管理・更新されているか		○
21-4	子どもに関する情報について、外部機関と共有する必要がある場合には、子どもや保護者の同意を得ているか		×
21-5	情報管理に関する職員の理解・周知の取組みを行っているか		△
コメント	<p>一時保護課における文書事務の管理責任者は課長と定めています。個人情報等の管理に関しては和歌山県個人情報保護条例に準じ、一時保護課内で周知徹底しています。また、「一時保護課運営の手引き」に、職員は日々接する機会の多い子供との個人的なやり取りを厳しく禁じています。さらに、パソコンの取り扱いはパスワード管理されています。</p> <p>なお、事務室のホワイトボードの記載についても、個人名等が廊下側から見えないようにカーテンやブラインドで覆う注意が必要です。</p>		

(4) 職員の専門性向上の取組

①

【No.22】職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか

		【No.22】の評価 (s,a,b,c)	c
22-1	一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組が行われているか		△
22-2	職員の専門性の向上を図るための計画的な取組が行われているか		△
22-3	職員一人ひとりの育成に向けた取組が実施されているか		×
22-4	職員間での指導・育成を行う仕組みがあるか		×
コメント	<p>職員研修の計画及び実施については研修担当を定めて、年度計画を「運営の手引き」会議と研修の項で示し、職員へ周知しています。研修の内容として、子供の権利擁護及び発達や愛着に課題のある子供への支援方法など、年5回程度の実施を予定していましたが、コロナ感染症の影響や昨年発生した課内不祥事のため計画に沿った実施は出来ませんでした。さらに、職員一人ひとりの目標設定や育成に向けた取組についても現在のところ、具体的な計画は用意されていません。今後は職員のスキルアップとともに、子供の養育・支援の質の向上ためにも職場内での適切なOJTの実施や、体系的な育成計画の策定と実施が求められます。</p>		

(4) 職員の専門性向上の取組

②

【No.23】職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか

		【No.23】の評価 (s,a,b,c)	b
23-1	職員間での情報共有や引継等の仕組みがあるか		△
23-2	職員間で共有・引継する情報の内容は適切か		△
コメント	<p>職員間での情報共有や引継ぎ等の取組みは、毎朝各職員間で申し送りノートで確認し合っています。また、4パターンの勤務シフトに準じ職員はそれぞれの時間帯において申し送りノートの確認や保護日誌等で情報を確認して共有しています。さらに、職員全体共通の取組みとしては毎月の課内会議において職員相互のコミュニケーションをはかることによって各児童の状況を確認・共有しています。</p> <p>しかしながら、こうした引継ぎの仕組みには非常勤職員である保育士は入っておらず、保育士は勤務に就く都度、自ら必要な情報確認に努めざるを得ない状況となっています。</p>		

(5) 児童福祉司との連携

【No.24】児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか

		【No.24】の評価 (s,a,b,c)	b
24-1	一時保護は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されているか		○
24-2	入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と十分な連携を図っているか		△
コメント	<p>一時保護課は「センター」内にあり、児童相談所に当る相談第1課及び第2課と家庭支援課が同センター本館に併設されています。相談部門のCWとは児童の入所から退所に至るまで、日々密接な繋がりを持って情報共有が図られています。</p> <p>ただ、相談部門と一時保護課の連携がスムーズでないという課題も指摘されています。両部門が互いの機能を肯定的に理解して、より一体感を持ち合って連携されるよう期待します。</p>		

(6) 職場環境

【No.25】職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか

		【No.25】の評価 (s,a,b,c)	b
25-1	適正な就業状況が確保されているか		○
25-2	職員が働きやすい職場環境づくりの取組みがなされているか		○
コメント	<p>労務管理の基本的事項は和歌山県職員職務規定をもとに、一時保護課に応じた規定により運営されています。職員の勤務シフトは課長が作成及び管理をしています。職員の諸事情により勤務シフトの変更が必要となる際は概ね「職員間での協力し合ってやって行こう」という気持ちの繋がりのもと、柔軟に調整できる体制になっています。</p> <p>また、課長及び主任は職員からのさまざまな相談にはいつでも応じて職員が意欲的に仕事に臨める環境を保持しています。さらに、メンタルヘルスやハラスメントの防止策・対応策については県の規定により取組まれています。</p> <p>ただ、常勤職員数に余裕がなく、夜勤が週2～3回になることがあるほか、外部研修への参加も容易ではない、夜間に保育士が不在となるなど、職員の増員が喫緊の課題となっています。</p>		

4 関係機関との連携

(1) 医療機関との連携

【No.26】 医療機関との連携が適切に行われているか		【No.26】 の評価 (s,a,b,c)	b
26-1	必要な場面で、医療機関からの協力が得られているか		○
26-2	子どもの状況に応じ、児童福祉司や生活支援担当者、児童心理司、医師などのチームワークを行える体制があるか		×
コメント	<p>一時保護所では、過酷な生活歴や、慣れない集団生活により多数の子供に心身の不調が発生しますので、医療機関との連携は欠かせません。身体的な不調については施設近くの小児科医の協力があり、精神面・心理面については「こころの医療センター」を利用しています。CW、CP（児童心理司）と一時保護所職員がチームケアに取り組むという体制です。</p> <p>子供の心身の不調は一時保護所での生活とも密接に関わることです。一時保護部門と相談部門の機能分担による合理性も大切であり、両部門を横断したチーム編成を強いて求めるものではありませんが、相互に役割を尊重する連携の仕組みが構築されることを期待します。</p>		

II 一時保護の環境及び体制整備

4 関係機関との連携

(2) 警察署との連携

【No.27】 警察署との連携が適切に行われているか		【No.27】 の評価 (s,a,b,c)	b
27-1	警察署との連携が日頃から行われているか		△
27-2	警察の面接等にあたっては、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分に配慮するよう警察と十分に調整を行っているか		○
27-3	子どもに対し、警察が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか		—
コメント	<p>子供の無断外出や著しい問題行動（他児や職員への暴力・性加害・破壊行動など）発生の際に、警察に要請する協力については「運営の手引き」には事後報告の書式が用意されていますが、具体的な手順を示すマニュアルは定めておらず迅速な協力要請に課題を残しています。</p> <p>警察が面接を行う際の対応は相談部門が担っていますが、一時保護所としては子供の成長・発達状況や心身の負担に十分に配慮するよう調整するとともに、子供の動揺に対して適切な援助に努めています。</p>		

(3) 施設・里親等との連携

【No.28】 施設や里親等との連携が図られているか		【No.28】 の評価 (s,a,b,c)	b
28-1	移行前に、子どもが安心感を持てるように配慮しているか		△
コメント	<p>子供が退所後に施設や里親等に措置されるケースについては、移行後の関与を含めて専ら相談部門が対応しており、一時保護課は施設や里親等との直接の関与はありません。一時保護課としては、退所する子供のリロケーションや離別に伴う不安に寄り添った支援を行っています。</p> <p>退所する子供に対して、退所予定を事前に伝えることは、本人の動揺ばかりでなく、他児への影響も含めて憚られることであり、施設や里親に関する説明や情報提供は十分に行えないことが一般的です。</p> <p>しかしながら、あいまいな情報ではかえって子供の動揺を生むからこそ、より適切な情報伝達と支援が欠かせません。その意味でも、相談部門との連携の在り方や、それぞれの機能分化を再評価することが求められます。</p>		

(4) その他の機関との連携

【No.29】 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか

		【No.29】の評価 (s,a,b,c)	
29-1 必要な関係機関との連携を行う仕組みがあるか			b
29-2 関係機関とのネットワークを有効に活用できているか			○
コメント	<p>センター外の関係機関等との連携は専ら相談部門および家庭支援課が担っており、一時保護課としてはセンター内各課との連携体制を構築しています。センター内各課との定期的な会議等を通じて情報共有が行われています。また、センター内情報連携システムを通して子供の成育歴や家庭に関する情報にアクセスすることができます。</p> <p>ただ、一時保護の開始・解除にかかる相談部門の判断や、一時保護課における子供の行動観察にもとづく援助方針への反映など、相互の理解と協調が十分に図れていないことも指摘されています。子供の、一時保護期間および解除後の支援の一貫性・継続性を担保するために、センター内各課の相互理解と協調性を高めることが求められます。</p>		

Ⅲ 一時保護所の運営

1 一時保護の目的

【No.30】 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか

		【No.30】の評価 (s,a,b,c)	
30-1 理念・基本方針が職員に周知されているか			c
30-2 一時保護の目的（安全確保・アセスメント）に即した理念・基本方針となっているか			×
コメント	<p>理念は施設運営や支援の拠り所であり、基本の考え方となります。</p> <p>しかし、残念ながら理念を明文化して内外に示す取組はありません。ただ「一時保護の目的」として「運営の手引き」の冒頭に記されています。県管轄の組織としては、関係ガイドラインや運用通知が理念に代わるものになると確認しています。</p> <p>一方、基本方針についても同じく「運営の手引き」に「職員の関わり方」として記されています。しかしながら職員によるその認識は薄く、特に支援に対する受容と指導のバランスに関しては悩んでいる職員もあり、それは理念がはっきりしていない事に起因すると思われます。</p> <p>今後は直接処遇する職員の思いを組み取る協議のもと、基本方針を再検討し、一時保護課のとるべき理念とそれにもとづく基本方針の策定が望まれます。</p>		

2 一時保護所の運営計画等の策定

【No.31】 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか

		【No.31】の評価 (s,a,b,c)	
31-1 事業計画が策定されているか			b
31-2 事業計画に基づく取組みが実施されているか			△
31-3 事業計画の策定と評価、見直しの仕組みはあるか			○
31-4 策定にあたって、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映できる仕組みがあるか			×
コメント	<p>単年度の目標設定や計画策定は、具体的な事業、養育・支援等にかかわる内容を着実に実行するために必要となります。</p> <p>一時保護課では事業計画というものの策定はありませんが、養育・支援等にあたる年間行事計画、創作活動の予定は立っています。ただ、その内容としては繰り返しの行事や活動設定であり、計画性に乏しい物になっています。その改善として、計画実施後に振り返りとして職員の意見などが会議などで交わされていますが、具体的な計画への反映には至っていない状態です。</p> <p>入所している子供の数と状況により、計画どうりの実施が難しい場面もあるでしょうが、今後は計画の評価（数値化等も含め）、振り返りの充実にも注力し、さらなる養育・支援の為に計画に取組む事を期待します。</p>		

3 一時保護所の在り方

【No.32】 緊急保護は、適切に行われているか

		【No.32】の評価 (s,a,b,c)	
32-1 閉鎖的環境での保護期間が必要最小限となるよう適切に判断する仕組みがあるか			—
32-2 緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が行われているか			—
コメント	<p>緊急保護を行うにあたり、子供に対して十分な説明が分かりやすく行われているかが大切です。子供への説明は相談部門の役割となります。一時保護課としては受け入れの準備をする立場にあり、一時保護所内のきまり等の説明はオリエンテーションで行っています。子供の身体状況把握のための健康診断についても相談部門が実施し、その情報は共有されています。</p> <p>また、緊急保護に係る子供の安全を確保するための一時保護所での処遇環境や保護期間の決定・移行検討なども相談部門が担っており、一時保護課としては本項目は評価対象外とします。</p>		

4 一時保護所における保護の内容

(1) 生活面のケア

【No.33】 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか

		【No.33】の評価 (s,a,b,c)	
33-1 個々の子どもの状態にあわせて、生活全体の場面に生活面のケアを行っているか			○
33-2 日課構成は適切か			○
33-3 一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援しているか			○
コメント	<p>年齢など、個々の子供の状態に合わせた生活面のケアをすることは一時保護所の必須の役割と言えます。一方一時保護課では、集団生活の中で規則正しい生活習慣が身につくよう、きちんと日課を守らせることを基本にしています。まず、入所時のインテークで子供の特性を把握し、集団生活できるか、個別に必要なケアはないかなどを判断しています。そして、個々の子供に担当職員が決められ、行動観察を通じて一人ひとりに対応しています。</p> <p>この間、入所人数を絞っていたので集団ケアと個別ケアが両立できていましたが、入所児が増えていくと難しい局面も出て来るかもしれません。「運営の手引き」では両者を相補的なものだと述べています。引き続き、柔軟に臨機応変な対応をしていくことを期待します。</p>		

(2) レクリエーション

【No.34】 レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか

		【No.34】の評価 (s,a,b,c)	
34-1 レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境が提供されているか			○
34-2 子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮しているか			△
34-3 必要に応じ、事故防止に留意しつつ、野外活動等を実施することにより、子どもの心身の安定化等に取り組んでいるか			×
34-4 遊具や備品について、定期的に点検しているか			△
コメント	<p>子供にとって、レクリエーションもまた生活のリズムを作っていくうえで大切です。</p> <p>一時保護所では、平日の日課の合い間以外にも、日曜、祝日がレクリエーションの日に当てられ、室内でテレビ・DVD鑑賞、創作活動など、中庭で体操や縄跳び、体育館でパドミントンなどが用意されています。ただ、混合レクリエーションで選択肢が少ないので、子供たちの年齢幅が広がると、皆が満足できるようなプログラムが難しくなります。また、施設外に出る野外活動も年間計画としてはありましたが、コロナ禍でほとんど実現していません。</p> <p>新館移行後はもっと幅広いレクリエーションができる環境が整うでしょうが、年齢や性向の違いに応じたきめ細かなレクリエーション実施を実現させるためには、合わせて職員の陣容強化も求められます。</p>		

(3) 食事（間食を含む）

【No.35】 食事が適切に提供されているか

		【No.35】の評価 (s,a,b,c)	b
35-1	1日3食の食事が提供されているか		○
35-2	食事の安全・衛生が確保されているか		○
35-3	食事アレルギーや個々の子どもの状態等に配慮した食事が提供されているか		○
35-4	おいしく食事をするための配慮がなされているか		△
35-5	子どもが食事を楽しめるための工夫がなされているか		×
コメント	<p>生活上の満足について、食事の占める割合は非常に大きいと言えます。 一時保護所の食事は専門業者に委託しています。献立やカロリー以外に安全・衛生面についても、センターの総務が発注する業者に依頼しています。2月に1回の合同会議に出席して要望等を出しています。アレルギーなどの情報は保護者から聞いて対応しています。子供には嗜好調査をしています。嫌いなものも手をつけるよう指導しています。子供たちにとって食事は楽しみの一つになっているようです。 ただ、コロナ禍のため食堂のレイアウトを変更しており、現在、食事の会話も制限されるなど、楽しく食事できる雰囲気にはなっていません。平常スタイルに復帰できる情勢が待たれます。</p>		

(4) 衣服

【No.36】 子どもの衣服は適切に提供されているか

		【No.36】の評価 (s,a,b,c)	b
36-1	衣服の清潔は保たれているか		○
36-2	衣慣習が身に付くように支援しているか		△
36-3	発達段階や好みにあわせて子ども自身が選択できるようにしている		×
36-4	必要な場合に、適切な衣服を貸与できるか		○
コメント	<p>本来、衣服は寒暖を調節するだけでなく、気持ちを切り替え、心に張りをもたらすものでもあるはずです。 一時保護課では、私服を一時保護課で預かり、衣服はすべて貸与しています。以前衣服でもめごとがあったことを受けての処置で、意識的に華美なデザインやキャラクター物等を避けて違いを出さないようにしているので、選択の余地はほとんどありません。子供たちからの異論はとくに出していませんが、外部職員や一時保護課の職員の一部からも疑問の声があります。下着は、毎日入浴時に着替えて清潔を保っています。 衣服貸与のあり方は施設の方針ですのでとやかくは言えませんが、妥協の結果なので、状況によっては見直しを要する機会も出て来るかもしれないと推察します。</p>		

(5) 睡眠

【No.37】 子どもの睡眠は適切に行われているか

		【No.37】の評価 (s,a,b,c)	b
37-1	就寝・起床時刻は適切か		×
37-2	睡眠環境は適切か		○
コメント	<p>年齢に応じた必要にして十分な睡眠は心身の健康のベースであり、規則正しい就寝は生活習慣の基本になります。 一時保護所では、睡眠時間は幼児から中学生以上まで一律に21:00消灯、7:30起床とされています。幼児部屋には職員が付いて、必要であれば添い寝もします。高学年の子供にはすぐには眠らず私語を交わしているケースも多いようで、定期的に巡回して注意はしますが強く咎めてはしません。夜更かしして朝起きてこない子中にもいるようです。 新館移行後学童は個室になるので、廊下等消灯後も起きていられることができるでしょうが、その分夜間体制の充実が求められます。</p>		

(6) 健康管理

【No.38】子どもの健康管理が適切に行われているか

		【No.38】の評価 (s,a,b,c)	a
38-1 子どもの健康状態が把握されているか			△
38-2 子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っている			○
コメント	<p>心の健康と体の健康がありますが、この項目ではおもに体調面の管理を問題にしています。入所時に健康診断は行っていませんが、被虐待児は連携している医療機関で受診しています。アレルギーや服薬の有無などの確認もしています。一時保護課では、日常的な健康状態の把握のため、朝、夜の体温のチェックを行っています。不調があれば、一時保護所でも対応するとともに、相談部門のCWに連絡し、情報を共有して検討しています。</p> <p>一時保護所に専任の看護師は配置されていませんが、今のところ問題なく対応できていると評価されます。</p>		

(7) 教育・学習支援

【No.39】子どもの教育・学習支援は適切に行われているか

		【No.39】の評価 (s,a,b,c)	b
39-1 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか			△
39-2 在籍校との連携が図られているか			△
39-3 通学が可能な子どもへの対応について、通学機会の確保に努めているか			△
コメント	<p>一時保護している子供は、十分な学習機会に恵まれてこなかったり、学習するだけの精神状況にないために低学力であることが一般的です。一時保護の期間においては学力を伸ばすことよりも、子供の学力に応じた教材を提供して、やればできるという自信を持たせ、望ましい学習態度や学習意欲を身につけることを目標としています。それでも現状の学習環境は十分とは言えません。</p> <p>希望者には持ち込み教材を相談部門と調整していますが、一時保護が長期化する子供にも配慮した学習環境の充実を期待します。</p> <p>学校行事への参加は、相談部門と調整し参加できるよう配慮しています。在籍校から教材などの提供を受けることはありますが、学習内容の協議や、在籍校教員の訪問を得るなどの連携協力関係は構築できていません。保護期間中の通学支援はセンター全体で取り組むことになってはいますが、基本的に実現できていません。過去に高校に通学する子供がいました。その際の登下校対応は相談部門の職員が付き添い、一時保護課への持ち込み品のチェックを徹底して安全を図っています。</p>		

(8) 保育

【No.40】未就学児に対しては適切な保育を行っているか

		【No.40】の評価 (s,a,b,c)	b
40-1 発達の個人差、生活慣習の差異、経験の差異を考慮した保育が行われているか			△
コメント	<p>2名の保育士が交代勤務で毎日1名日勤で勤務し、生活や遊びを通して基本的な生活習慣の体得や自主性・社会性を育てています。絵本、ブロック、パズル等、各種のおもちゃや絵本等を用意しています。外遊びのできる中庭がありますが、館内に専用の保育室がなく、その時々空いている室（相談室や面会室など）を利用することになり、また夜間は担当保育士不在となるため、学齢児との混合援助となっています。</p> <p>未就学児童の保育は、各年齢に応じた発達支援や生命の安全などの専門性が求められますので、昼夜を通じた、保育環境と人員配置体制の充実をつよく期待します。</p>		

(9) 保護者・家庭への感情・家族の情報、家族との面会等

【No.41】 家族との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか

		【No.41】 の評価 (s,a,b,c)	b
41-1	子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか		—
41-2	子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されているか		○
41-3	家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意志や気持ちを踏まえ総合的に判断されているか		△
コメント	<p>家族との面会にかかる可否判断や子供への説明などの対応、家族等に関する情報提供等は相談部門の役割となっていて、相談部門が提供した情報内容等は、一時保護課職員にも伝えられ、共有されています。</p> <p>一時保護課職員としては、子供の近くで生活を共にしているものとして、面会を希望する子供の意思や、逆に拒絶する気持ちを相談部門に伝えています。また、家族との面会や情報提供に伴う子供の変化を見逃さずに適切に寄り添っていますが、さらに進めて子供の権利主張の代弁者として積極的に関与することが求められます。</p>		

5 特別なケアの実施

(1) 性的問題への対応

【No.42】 子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか

		【No.42】 の評価 (s,a,b,c)	b
42-1	受入時には、多職種によるカンファレンスを行っているか		△
42-2	子どもの問題に応じた性教育などの支援を行っているか		△
42-3	一時保護所の子どもの中で、性的問題行動が起きた場合には、適切な対処が行われているか		△
42-4	PTSD症状、訴えが見られた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対応を行っているか		△
コメント	<p>性的問題行動や背景要因について、受入れ時には相談課CWより情報を得ています。一時保護課内においての性的問題行動等への気配りについては集団生活内で子供たちだけにならないよう、常時職員が見守りを行っています。異性から性被害を受けた子供に対しては、日々の養育・支援に当って、出来る限り同性の職員が担当しています。また、性問題への更なる安全確保のため、夜間の職員体制は男女体制の徹底とともに共用部には監視カメラを設置しています。</p> <p>限られた在所期間の中で、子供間に性被害・性加害が発生しないよう、上記の取組みをさらに徹底するよう期待します。</p>		

(2) 問題行動のある子どもへの対応

【No.43】 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか

		【No.43】 の評価 (s,a,b,c)	b
43-1	他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は可能性のある場合は、その背景のアセスメントをしているか		△
43-2	アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか		×
43-3	他害等の逸脱行動があった場合の対応が明確になっているか		△
コメント	<p>受入れの時には相談部門CWより他害や自傷行為を行う背景要因等のアセスメント情報を得ています。一時保護課の肝になっている安心・安全を守る取組みからも他害、自傷行為へは職員全体で見守り、過去事例を参照して前兆を読み取り、留意しています。緊急を要する対応については110番連絡などの手順を職員全体で共有していますが、夜間等の緊急事態発生に対する応援体制は十分ではありません。</p> <p>また現在、一時保護課には心理療法担当職員は置かれていないため、心理ケアの必要な子供へは相談課CPの協力を得て随時実施していますが、一時保護所内での心理ケアやアンガーマネジメントの取組は十分ではありません。養育・支援現場における心理ケアの充実を期待します。</p>		

(3) 無断外出を行う子どもへの対応

【No.44】 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか

		【No.44】 の評価 (s,a,b,c)	a
44-1	無断外出を行う又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか		△
44-2	無断外出が発生した場合に、その子どもに対し適切な対応を行っているか		○
44-3	無断外出が発生した場合には、その子どもに対し適切な対応を行っているか		○
コメント	<p>無断外出の可能性のある子供については、相談部門CWが多職種と連携してアセスメントをおこなっており、一時保護者は受入れ時に相談部門CWより無断外出の可能性についての情報を得ています。しかしながら無断外出についての確な防止策を講じることは難しく、専ら発生後の対応に注力している状況です。</p> <p>前年（令和3年）は多くの無断外出がありました。直近では令和4年1月に発生した1件に止まっています。無断外出発生時には状況報告書を作成し、先ず職員のチームワークで発見に努めています。その後、警察への協力要請ほか無断外出連絡網により子供の発見に手順を尽くすことになっています。子供の帰還後には、無断外出の子供の安全確認と行動確認を行うとともに子供の気持ちの理解に努め、受け止めています。</p> <p>※無断外出の防止および発生時の対応については、No.50で改めて評価します。</p>		

(4) 重大事件に係る触法少年への対応

【No.45】 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか

		【No.45】 の評価 (s,a,b,c)	c
45-1	一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護にあたっては、必要な手続き、支援体制の確保が行われているか		×
45-2	重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室が確保されているか		×
45-3	重大事件の場合には、他児との関係に関する配慮を行っているか		×
コメント	<p>一定の重大事件に係る触法少年と思料される子供を受け入れるために、必要なバックアップ体制や、適切な居室等および他児への配慮を可能とする施設環境の確保についても、現状は整えられていません。</p> <p>その中で、課長としては一時保護所のミッションとして受入れの要請には応える意向ですが、現状では適切な対応は難しい状況です。</p> <p>新しい施設において、受入れの体制を整えられるよう期待します。</p>		

(5) 身近な親族等を失った子どもへの対応

【No.46】 身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか

		【No.46】 の評価 (s,a,b,c)	b
46-1	身近な親族が亡くなったことを適切な時期に適切な方法で伝えているか		—
46-2	葬儀等に参加させているか		○
46-3	必要によりグリーフケアやモーニングワークを行っているか		×
コメント	<p>一時保護中に身近な親族が亡くなられた場合に、子供には相談部門CWより伝えられます。</p> <p>子供の年齢や状況に応じた配慮のもと、子供の意向に準じ葬儀へ参列するかどうか確認することになりますが、一時保護課としては相談課と協力し合って出来るだけ参加出来るよう配慮しています。</p> <p>子供にとって、身近で大切な人を失うと心理的に大きなショックを受けます。相談部門と連携して、帰ってからの心理ケアが大切です。</p>		

(6) その他の配慮が必要な子どもへの対応

① 被虐待児の受入れ

【No.47】被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか		【No.47】の評価 (s,a,b,c)	b
47-1	受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか		△
47-2	受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか		×
コメント	<p>虐待や不適切なかかわりを受けた子供は、心理的な傷も負っており、それがさまざまな症状や行動としてあらわれ、そのことを十分に理解し、適切な支援・対応が行える体制が確保されなくてはなりません。</p> <p>虐待の有無については事前に相談部門からの情報で共有されています。その上で適切な支援の具体的な内容については「運営の手引き」にしっかり記されています。被虐待児の傾向と行動特性、行動観察の際に注意する点など支援するにあたり職員がマニュアルとして活用出来る内容となっています。しかしながら直接処遇をする職員としては、専門職の意見やアドバイス等が必要と感じる部分もあります。</p> <p>今後は「運営の手引き」による被虐待児の状況やかかわり等の羅列にとどまらず、その事象があった時の対応体制(チームケア)での検討も視野に専門職も含んだ取り組みに期待します。</p>		

② 障害児の受入れ

【No.48】障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか		【No.48】の評価 (s,a,b,c)	b
48-1	受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか		△
48-2	受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか		×
48-3	障害を有する子どもの受入れにあたり、他の子どもに対する障害への理解を深めるなどの取組みがなされている		×
コメント	<p>障害は多様であり、障害の特性や一人ひとりの発達状況や、置かれている状況に応じた個別の対応が必要です。</p> <p>一時保護所内の生活は昇降機のない上下2層の支援となり、ハード面で受入れが出来ない障害(車いす移動)はありますが、その他は出来るだけ職員が補助して対応をしています。支援体制としてはベースが集団処遇であるため、本来必要である障害別の対応方法や注意点などを示すものが現在はなく、対応方針がはっきりしない事の不安を職員は少なからず感じています。その不安軽減の為に、集団生活の中での障害を持つ子供への支援に専門職を含めた多方面からの意見を取り入れ、チームケアへの取組を充実させる体制作りが重要となります。</p>		

③ 健康上配慮が必要な児童の受入れ

【No.49】健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか		【No.49】の評価 (s,a,b,c)	b
49-1	受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制はあるか		△
49-2	受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか		△
49-3	服薬管理や医療行為は適切に行われているか		△
コメント	<p>健康上配慮が必要な子供を受け入れるにあたり、職員間での情報共有や観察・管理を徹底するためのルール等が大切となります。</p> <p>入所時に相談部門から配慮が必要な子供に関する情報は伝わっており、アレルギーや服薬に関して職員間での情報共有は出来ています。ただ、配慮が必要な子供に対しての状況や場面ごとの対応方針と手順を示すものが無く、緊急時の対応や医療行為に対する体制については不十分な所があります。今後は専門職との支援体制の構築と職員の研修の充実が必要となります。</p>		

6 安全対策

(1) 無断外出防止及び発生時対応

【No.50】 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか

		【No.50】の評価 (s,a,b,c)	b
50-1 無断外出があった場合の対応は明確になっているか			○
50-2 無断外出の未然防止に努めているか			△
コメント	<p>一時保護所からの無断外出は、できる限りその防止に努めることが必要です。 無断外出が発生した時の初動連絡網についてはしっかり決められており、それに従い対応出来ています。外出した子供はゲーム感覚でしている感もあり、遠くに行くという機会は少なく、職員の捜索で戻ってきます。一方、無断外出の防止に対する取組としてはセンサーの設置や、建物設備の修繕などを行っていますが、結果としてはあまり有効ではないようです。職員からは無断外出の兆候は、日ごろの生活から感じる所もあるようで、日頃より注意深く気を配る事が、子供の安全面においても結果として有効な無断外出の抑止となる事も考えられます。 現在建築中の新館での一時保護では、無断外出に対して、ある程度の防止が期待されています。</p>		

(2) 災害時対策

【No.51】 災害発生時の対応は明確になっているか

		【No.51】の評価 (s,a,b,c)	b
51-1 火災時の非常災害に備え、具体的な避難計画を作成しているか			○
51-2 避難訓練を毎月1回以上実施している			○
51-3 日頃から、消防署、警察署、病院等の関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速、適切な協力が得られるように努めている			○
コメント	<p>火災等の非常災害に備え、具体的な避難計画が作成されている必要があります。 災害時の対応としては「運営の手引き」で避難マニュアルとして、津波や地震、火災と多様な状況を想定した内容で、注意することと避難経路などが示され、毎月1回実施されています。子供も含め避難訓練は出来ていますが、職員数が少なくなる夜間の避難については実際行われず、職員も不安を感じています。どこまで具体的（本館屋上までの避難や屋外への避難等）にするかは、子供の状況にもより難しい場面もあるでしょうが、出来る限りの実質的な避難行動の実施が本来の避難訓練の意義となりますので、これまで以上の具体的な避難訓練の実施を期待します。</p>		

(3) 感染症対策

【No.52】 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか

		【No.52】の評価 (s,a,b,c)	b
52-1 感染症の発生を防ぐための対策が講じられているか			△
52-2 感染症が発生した場合の対応が明確になっているか			△
コメント	<p>一時保護所では集団生活であることから、感染症の発生及び拡大防止に努めなくてはなりません。 ただ感染症に関してのマニュアル等はなく、具体的に感染症が発生した時の対応などははっきりしていません。コロナ対策として予防的に検温や手洗いは行っていますが、子供のマスク着用の徹底はこれまで不十分なところもありました。 その他、インフルエンザやノロウイルス等に関しても発生した時の対処法が明確ではなく、提携している医院へ通院する事で対応している状態です。夜間や休日など、どのような状況でも対応出来るよう感染症別にどのような対応をするべきなのか、子供の様子に注意する事などをまとめたマニュアルの作成が必要となります。</p>		

7 質の維持・向上

(1) 標準的実施方法

【No.53】 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか

		【No.53】 の評価 (s,a,b,c)	b
53-1	マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制があるか		△
53-2	マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組が行われている		△
53-3	マニュアル等の内容に基づき、実施されていることを確認できる仕組みがあるか		△
53-4	マニュアル等の内容について見直し等が行われている		△
コメント	<p>子供への養育・支援は、子供の状況や必要とする支援等に応じて柔軟に行われるべきものですが、養育・支援をする職員誰もが行わなくてはならない基本となる部分を共有するための「標準化」は必要です。</p> <p>一時保護課の標準的実施方法としては「運営の手引き」がそれにあたるとの認識ですが、その内容はマニュアルとなる部分と支援ガイドとなる部分が混在したもので、職員の中には「運営の手引き」を日頃からマニュアルと認識して確認するという習慣は少ないようです。</p> <p>一方、日々行うべき支援として、入所受入れで行う事やシフトごとの支援内容と注意点がタイムスケジュールでまとめられた「業務手順（支援の均一化）」として役立つ職員考案のチェック表があります。</p> <p>ただ、これもマニュアルではなく、やはり職員の支援の標準化としてのマニュアルが必要となります。そして養育・支援に悩む時のバイブルとし常に手に取れる環境に置き、その上でSVとなる職員との確認とマニュアルの内容更新が今後の重要な取組となります。</p>		

(2) PDCA

【No.54】 一時保護所として質の向上を行うための仕組みはあるか

		【No.54】 の評価 (s,a,b,c)	c
54-1	自己評価が定期的に行われているか		×
54-2	外部評価の仕組みがあり、定期的に行われている		×
54-3	自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組が行われているか		×
54-4	職員間での共有や職員一体となった取組が行われるようになっている		×
コメント	<p>養育・支援の質の向上は、日々の取組みとともに、自己評価の実施など継続的に実施される必要があります。</p> <p>一時保護課としては、これまで自己評価は実施しておらず、従って見直しもありません。また子供の意見箱投函や退所時アンケート等の内容も確認しているという事実には留まっています。質の向上に対する定期的な見直しやPDCAの必要性については意識する機会も少なく、問題が発生した時の対応は適宜していますが、その対応を積み上げて今後に役立てるという仕組みがありません。日々の職務（支援）に追われ、過ぎてしまうと振り返っての見直しが出来ていない状態です。</p> <p>今後は、日常対応している養育・支援の実績は組織的な質の向上にもつながりますので、自己評価の実施と共にPDCAサイクルの職員への意識付けに重点をおき、P→D→C→Aの積極的な取組を実施し、たとえばアドボケート事業から把握された改善課題をPDCAのテーマに載せるなど、これからの養育・支援に役立つ仕組みとして構築することに期待します。</p>		

IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

1 アセスメントの実施

(1) 保護開始時

① 情報把握

【No.55】 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか

		【No.55】の評価 (s,a,b,c)	
55-1	一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分に把握できているか		b
55-2	集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか		△
コメント	<p>一時保護を行うにあたり、子供の家庭状況や、子供の心身・性格その他に関する情報の把握は一義的には相談課及び家庭支援課が担っていますが、一時保護課長も、独自に子供からの情報収集に努めています。把握された子供に係る情報は「一時保護児童票」にまとめられ、職員間での共有が図られていますが、職員には不十分と不安視する意見がありますので、さらなる徹底を期待します。</p> <p>一時保護当初には把握できていない情報については、一時保護開始後に一時保護課においても行動観察や直接の聴き取りで補足しています。ただ、No.14で評価したように、一時保護の場では非誘導的な聴き取りを旨としており、職員への聴き取り技法トレーニングも行っていないので、迅速な情報把握は十分ではありません。保護者からの聴き取りや健康診断の受診は相談部門の担当となりますが、アレルギーの有無など、一時保護所での集団生活に馴染むことができるかの情報は積極的に把握しています。</p>		

② アセスメント

【No.56】 関係機関と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方法を決定している

		【No.56】の評価 (s,a,b,c)	
56-1	チームで情報共有しながらアセスメントが行われているか		b
56-2	総合的なアセスメントに基づく個別支援指針（援助方針）が策定されているか		△
コメント	<p>アセスメントに始まり、援助方針の決定は、相談部門の業務であり、その意味では本項目は「評価外」となります。</p> <p>ただ、一時保護の目的は、1に子供の安全を確保すること、2に的確なアセスメントを行い、これに基づく援助方針を策定することにありますので、一時保護課としては、一時保護の初期段階において集中的な行動観察等を通して子供の心理症状把握に努め、相談部門へフィードバックすることによって、援助方針の決定や見直しに参画しています。</p> <p>一時保護課としては子供を受容することを基本とし、心身の傷を癒すことに努めていますが、一方で「運営の手引き」では毅然たる態度や過度の受容の戒めの方に紙面の多くを割いています。アセスメントに基づく支援方針決定について、その以前に「受容」と「指導的治療」のバランスについての意識統一が、一時保護課内においても十分に図れていない側面があり、相談部門との連携を促進する上で課題となっています。</p>		

2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施

(1) 個別ケアの実施

【No.57】 援助指針に沿った個別ケアを行っているか

		【No.57】の評価 (s,a,b,c)	
57-1	個別援助指針（援助方針）に基づく個別ケアを大前提とした子どもの養育・支援が行われているか		c
コメント	<p>一時保護所では、集団指導をベースとしていますが、その是非や可否はともかくとして、本項目では子供一人ひとりの個別ケアを大前提とした養育・支援が行われているかを評価します。</p> <p>「一時保護課運営の手引き」では集団指導をベースとした個別ケアとして「すべての児童への適切な援助」（子供の年齢・性差・非行児童と被虐待児童の混在など）における留意点が具体的に記載され、集団指導と個別ケアの補完に向けた臨機応変の対応が必要としています。</p> <p>しかしながら、現実には施設環境および人員体制の両面で、支援の選択肢は限られています。取組の工夫や努力、想いの深さは評価できますが、個別ケアを大前提としたものとはいえません。</p> <p>新館建設構想では養育・支援環境の個別化が図られます。施設環境と整合する養育・支援体制の発想転換を施して、集団指導の効果も併せ持つ個別ケアが可能となることを期待します。</p>		

(2) 見直し

【No.58】 一時保護中において、子どもの変化に応じた援助方針の見直し等が行えているか

		【No.58】の評価 (s,a,b,c)	b
58-1	子どもとの関わりを通じた子どもへのアセスメントを行っているか		△
58-2	子どもの変化に応じた支援が行われているか		△
58-3	必要のない長期間の保護が行われていないか		—
コメント	<p>援助方針の見直しは、基本的に相談部門の役割ですが、一時保護課としても子供との関わりの中で、子供の状況や変化に応じた養育・支援を行うとともに、その子供の持つ家庭像を含めた心理状況の把握を行って、援助方針決定に向けた判断根拠を示すことが求められています。</p> <p>そもそも一時保護は、その到達目標に治療や問題解決をおくのではなく、適時・迅速に援助方針の見直しが行われ、子供の最善の利益に叶う措置決定に結びつけることにありますが、子供の身近に寄り添う一時保護所の主張が必ずしもセンターの総合的判断に取り入れられているとは限りません。相談部門との円滑な連携がなければ、子供の変化に応じた援助方針の見直しは適正を欠くことになります。</p> <p>一時保護の是非を含む、児童相談所機能のあり方が社会問題化するなかで、一時保護課と相談課の相補性・協調性を高めることが求められます。</p>		

3 子どもの観察

(1) 子どもの観察

【No.59】 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか

		【No.59】の評価 (s,a,b,c)	b
59-1	子どもの全生活場面について行動観察を行っているか		○
59-2	子どもの行動観察の結果を記録しているか		△
コメント	<p>行動観察は、全ての入所児童を対象として入所の1週から10日に集中的に行われています。</p> <p>「運営の手引き」に、観察上の留意点、特に被虐待児の行動観察についての配慮が具体的に記されています。職員は、担当職員に限らず、子供の行動観察を行い、課長も随時に子供の面談等を行っていますが、定期的ではありません。</p> <p>行動観察記録の書き方も、「一時保護課運営の手引き」に留意点や視点が具体的に示されており、子供の日中の様子だけでなく、宿直職員が夜間の様子も詳細に記述しています。行動観察記録は、専ら客観的事実を時系列に記述することに徹しており、記録者による所見やそれに対する上司の問題指摘などはありません。情報共有を深めるためには、客観的事実の記録とあわせて、その背景認識や職員としての考察記述も大切になりますが、正しい情報共有のためには、客観と主観の仕分けが欠かせません。記録が組織としての養育・支援の質の向上につながる資料としての活用を図る仕組みの構築を期待します。</p>		

(2) 観察会議等の実施

【No.60】 観察会議が適切に実施されているか

		【No.60】の評価 (s,a,b,c)	a
60-1	職員は、業務引継を適切に行っているか		○
60-2	観察会議を実施し、子どもの観察結果の検討・とりまとめが適切に行われているか		○
コメント	<p>観察会議は毎週の頻度ではありませんが毎月確実に実施され、問題ある事案が発生した場合は随時に開催しています。観察会議には児童福祉司や児童心理司も参加し、センター全体の取組となっており、援助方針についての確認や総合的判断に反映されています。</p> <p>観察会議記録から、行動観察が適切に行われていることが読み取ることができます。</p>		

V 一時保護の開始及び解除手続き

1 開始手続き

(1) 保護開始に関わる支援・連携

【No.61】 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか		
	【No.61】 の評価 (s,a,b,c)	a
61-1	子どもや保護者の状況等に応じた必要な支援が行われているか	○
61-2	日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給又は貸与しているか	○
コメント	<p>入所時のアセスメントは相談部門の役割で、一時保護課はその情報を共有して必要なケアにあたることが求められます。</p> <p>一時保護課では、「一時保護所のしおり」を使って、子供に一時保護所での生活の決まりを説明しています。また、着て来た私服を預かり、衣服と洗面具など必要な生活用品を貸与しています。</p> <p>入所時における相談部門と一時保護課の連携は十分取れていると評価できます。</p>	

(2) 子どもの所持物

【No.62】 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか		
	【No.62】 の評価 (s,a,b,c)	a
62-1	子どもにとって心理的に大切な物については、一時保護期間中に子どもが所持できるよう配慮している	△
62-2	一時保護中、子どもが所持する物については記名しておく等、子どもの退所時に紛失しないよう配慮してるか	○
62-3	子どもが所持すべきではないもの、明らかに子どもの所持物でないものがあった場合には、適切に保管もしくは返還等が行われているか	—
コメント	<p>紛失や棄損など、あとあと問題が起こらないよう、子供の所持物の扱いには細心の注意と配慮が必要です。</p> <p>貴重品については、相談部門で保管し、一時保護課では、着てきた衣類等について預かるようルールが定められています。私物は一切一時保護所内に持ち込ませないのが原則ですが、愛着があつて手放せない人形やキーホルダーなど、例外を認めることもあります。</p> <p>相談部門と一時保護課の役割分担がきっちりと定められ、運用上に問題はないと見受けられます。</p>	

2 解除手続き

(1) 保護解除に係る支援・連携

【No.63】 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか

		【No.63】 の評価 (s,a,b,c)	a
63-1	一時保護の継続判断を行うために、必要な情報の提供をしているか		○
63-2	一時保護中に得られた子どもに関する情報を適切に引き継いでいる		—
コメント	<p>保護の解除や継続の決定は相談部門の裁量ですが、その判断に資する一時保護期間中の子供情報の提供は、一時保護所の大切な機能の一つです。</p> <p>一時保護課では、子供の毎日の行動観察記録を記述し、週1回程度の行動観察会議で検討を経て、定型の書式に整理しています。一時保護中に得られた子供の情報は、援助方針会議で情報共有され、措置決定の判断に役立てられています。その後の、援助指針を作成して施設や里親に情報提供するのは相談部門の役割になります。</p> <p>子供の行動観察がしっかり行われており、一連の手続きに問題はないと見受けられます。</p>		

(2) 子どもの所持物

【No.64】 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われている

		【No.64】 の評価 (s,a,b,c)	a
64-1	子どもの所持物は、一時保護解除時に返還しているか		○
64-2	子ども以外の者への返還は、適切に行われているか		—
コメント	<p>紛失や棄損など、あとあと問題が起こらないよう、子供の所持物の扱いには細心の注意が必要です。</p> <p>一時保護課で預かった所持品は、保護解除時に一時保護課職員と一緒に本人に確認してもらい、間違いがなければ日時と署名をしてもらっています。幼児については、相談部門の担当に代理として署名してもらっています。一時保護課と相談部門が分担して管理していますが、ルールが明確に定められているので、とくに大きな問題は起こっていません。</p> <p>手続き上問題ないと見受けられます。</p>		